

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県富士吉田市上暮地八丁目一三八六番地二、最後の住所山梨県富士吉田市上暮地八丁目三番一九号 被相続人 亡 三浦 理江 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

山梨県甲府市相生一丁目三番一十一号ひまわり法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県佐久市太田部二四九番地、最後の住所長野県佐久市太田部二四九番地 被相続人 亡 小林 正則 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

長野県佐久市岩村田一八七二番地一三 あさま法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市山岡町田沢二八三八番地二、最後の住所岐阜県恵那市山岡町田沢二八三八番地二 被相続人 亡 小木曾利雄 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二十五日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

岐阜県中津川市太田町三一四一 山本法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県恵那市大井町二五番地、最後の住所岐阜県恵那市大井町二六番地 被相続人 亡 足立美代子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年九月二十五日まで請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

岐阜県土岐市泉明治町五一三〇 土岐法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県焼津市塩津一二五番地八、最後の住所静岡県焼津市塩津一二五番地八 被相続人 亡 児島 玉枝 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

事務所静岡県焼津市石津中町二二番地の一 相続財産清算人 司法書士 西川 浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県島田市旭三丁目三四番六号、最後の住所静岡県島田市旭三丁目三四番六号 被相続人 亡 高柳はま子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

事務所静岡県焼津市石津中町二二番地の一 相続財産清算人 司法書士 西川 浩之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市天竜区山東四三三六番地、最後の住所静岡県浜松市天竜区山東四三三六番地 被相続人 亡 伊藤重紀子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

静岡県浜松市中央区中央一丁目五番六号 相続財産清算人 司法書士 法人いなか事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市葵区大鋸町五番地一〇、最後の住所静岡県静岡市駿河区鎌田五七三番地の一 被相続人 亡 池田 正行 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

静岡県静岡市葵区七間町一九番一 二階 A号室 七間町法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県静岡市清水区折戸一丁目二番、最後の住所静岡県静岡市清水区折戸一丁目二番一七号 被相続人 亡 河西 武文 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

静岡県静岡市葵区七間町一九番一 二階 A号室 七間町法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県北名古屋市久地野北浦三五番地、最後の住所名古屋市瑞穂区駒場町四丁目二番地の六 被相続人 亡 若松 信利 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

名古屋市中区東区筒井三丁目二六番一〇号リムファーストビル六階C号室 さわらび法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県豊田市足助町宮ノ後八番地三、最後の住所本籍に同じ 被相続人 亡 小出 和行 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

愛知県豊田市西町一丁目四番地 Aパート 組合ビル二階 愛知ひまわり法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号 ザ・ビルディングパーク丸の内五階 荒川武志法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号、最後の住所名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号 被相続人 亡 藤井 祝子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三四号 ザ・ビルディングパーク丸の内五階 荒川武志法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市猪田一六七八番地二、最後の住所三重県伊賀市猪田一六七八番地二 被相続人 亡 福永クミ子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

三重県津市河芸町東千五七番地一 河芸マニション四〇三号 河芸法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市猪田一六七八番地二、最後の住所三重県伊賀市猪田一六七八番地二 被相続人 亡 福永クミ子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年七月二十四日

三重県津市河芸町東千五七番地一 河芸マニション四〇三号 河芸法律事務所

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市猪田一六七八番地二、最後の住所三重県伊賀市猪田一六七八番地二 被相続人 亡 福永クミ子 右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

第38期決算公告

令和8年6月29日

札幌市西区八軒9条西10丁目1番37号

札幌バルナバフーズ株式会社

代表取締役社長 大谷 裕志

貸借対照表の要旨(令和8年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資産部	流動資産	1,524,830
	固定資産	1,192,444
合 計		2,717,275
負債純資産及び部	流動負債	1,464,460
	固定負債	1,088,499
合 計		2,552,959
純資産		164,315
資本	資本金	280,000
	剰余金	250,000
利益剰余金	剰余金	250,000
	利益剰余金	365,684
その他	その他	365,684
	その他	(41,595)
合 計		2,717,275